

令和 8 年 9 月 滑 川 市 議 会 定 例 会 議 案

議案第40号

令和8年度滑川市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度滑川市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 169,193千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,633,651 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		5,276,207		5,276,207
	1 市 民 税	2,081,400		2,081,400
	2 固 定 資 産 税	2,874,435		2,874,435
	3 軽 自 動 車 税	114,154		114,154
	4 市 た ば こ 税	206,218		206,218
2 地 方 譲 与 税		103,200		103,200
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	23,000		23,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	75,000		75,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	5,200		5,200
3 利子割交付金		8,000		8,000
	1 利 子 割 交 付 金	8,000		8,000
4 配当割交付金		30,000		30,000
	1 配 当 割 交 付 金	30,000		30,000
5 株 式 等 譲 渡 所得割交付金		30,000		30,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	30,000		30,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		80,000		80,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000		80,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		800,000		800,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	800,000		800,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		1		1
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1		1
9 地方特例交付金		45,000		45,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	45,000		45,000
10 地 方 交 付 税		2,500,000		2,500,000
	1 地 方 交 付 税	2,500,000		2,500,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,300		2,300
	1 交通安全対策特別交付金	2,300		2,300

(単位：千円)

12 分担金及び負担金		19,054		19,054
1 負担金		19,054		19,054
13 使用料及び手数料		192,072		192,072
1 使用料		166,251		166,251
2 手数料		25,821		25,821
14 国庫支出金		2,554,487	13,386	2,567,873
1 国庫負担金		1,915,428		1,915,428
2 国庫補助金		627,554	13,386	640,940
3 委託金		11,505		11,505
15 県支出金		1,417,407	33,334	1,450,741
1 県負担金		768,509		768,509
2 県補助金		585,788	33,334	619,122
3 委託金		63,110		63,110
16 財産収入		28,489		28,489
1 財産運用収入		16,479		16,479
2 財産売却収入		12,010		12,010
17 寄附金		101	100	201
1 寄附金		101	100	201
18 繰入金		1,344,955		1,344,955
1 特別会計繰入金		7,524		7,524
2 基金繰入金		1,337,431		1,337,431
19 繰越金		308,103	122,373	430,476
1 繰越金		308,103	122,373	430,476
20 諸収入		372,582		372,582
1 延滞金、加算金及び過料		2,000		2,000
2 市預金利子		1		1
3 貸付金元利収入		250,142		250,142
4 雑入		120,439		120,439
21 市債		352,500		352,500
1 市債		352,500		352,500
歳入合計		15,464,458	169,193	15,633,651

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		165,005		165,005
	1 議 会 費	165,005		165,005
2 総 務 費		1,900,180	1,380	1,901,560
	1 総 務 管 理 費	1,514,777	1,380	1,516,157
	2 徴 税 費	176,895		176,895
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	84,502		84,502
	4 選 挙 費	6,598		6,598
	5 統 計 調 査 費	8,426		8,426
	6 監 査 委 員 費	11,723		11,723
	7 バ ス 運 行 費	97,259		97,259
3 民 生 費		6,106,464	748	6,107,212
	1 社 会 福 祉 費	2,770,954	373	2,771,327
	2 児 童 福 祉 費	3,189,657	375	3,190,032
	3 生 活 保 護 費	145,853		145,853
4 衛 生 費		1,252,384	100	1,252,484
	1 保 健 衛 生 費	770,414	100	770,514
	2 清 掃 費	448,155		448,155
	3 上 水 道 費	33,815		33,815
5 労 働 費		29,899		29,899
	1 労 働 諸 費	29,899		29,899
6 農 林 水 産 業 費		519,191	12,256	531,447
	1 農 業 費	299,242	9,904	309,146
	2 農 地 費	125,926		125,926
	3 林 業 費	17,523		17,523
	4 水 産 業 費	76,500	2,352	78,852
7 商 工 費		834,482	85,188	919,670
	1 商 工 費	834,482	85,188	919,670

(単位：千円)

8 土 木 費		1, 686, 576		1, 686, 576
	1 土 木 管 理 費	69, 769		69, 769
	2 道 路 橋 梁 費	611, 911		611, 911
	3 河 川 費	14, 254		14, 254
	4 都 市 計 画 費	869, 311		869, 311
	5 住 宅 費	121, 331		121, 331
9 消 防 費		518, 799		518, 799
	1 消 防 費	518, 799		518, 799
10 教 育 費		1, 533, 148	100	1, 533, 248
	1 教 育 総 務 費	535, 232		535, 232
	2 小 学 校 費	391, 003		391, 003
	3 中 学 校 費	119, 296		119, 296
	4 社 会 教 育 費	288, 763	100	288, 863
	5 保 健 体 育 費	198, 854		198, 854
11 公 債 費		898, 329		898, 329
	1 公 債 費	898, 329		898, 329
12 諸 支 出 金		1	69, 421	69, 422
	1 諸 費	1	69, 421	69, 422
13 予 備 費		20, 000		20, 000
	1 予 備 費	20, 000		20, 000
歳 出 合 計		15, 464, 458	169, 193	15, 633, 651

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
滑川市ほたるいか観光施設管理運営費	令和9年度 から 令和11年度 まで	223,510
滑川市海洋深層水分水施設管理運営費	令和9年度 から 令和11年度 まで	20,300
滑川市東福寺野自然公園管理運営費	令和9年度 から 令和11年度 まで	140,410
滑川市営住宅等管理運営費	令和9年度 から 令和11年度 まで	104,500
滑川市みのわテニス村管理運営費	令和9年度 から 令和11年度 まで	165,590
滑川市総合体育センター管理運営費	令和9年度 から 令和11年度 まで	99,810
滑川市スポーツ・健康の森公園管理運営費	令和9年度 から 令和11年度 まで	91,960

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	5,276,207		5,276,207
2 地方譲与税	103,200		103,200
3 利子割交付金	8,000		8,000
4 配当割交付金	30,000		30,000
5 株式等譲渡所得割交付金	30,000		30,000
6 法人事業税交付金	80,000		80,000
7 地方消費税交付金	800,000		800,000
8 環境性能割交付金	1		1
9 地方特例交付金	45,000		45,000
10 地方交付税	2,500,000		2,500,000
11 交通安全対策特別交付金	2,300		2,300
12 分担金及び負担金	19,054		19,054
13 使用料及び手数料	192,072		192,072
14 国庫支出金	2,554,487	13,386	2,567,873
15 県支出金	1,417,407	33,334	1,450,741
16 財産収入	28,489		28,489
17 寄附金	101	100	201
18 繰入金	1,344,955		1,344,955
19 繰越金	308,103	122,373	430,476
20 諸収入	372,582		372,582
21 市債	352,500		352,500
歳入合計	15,464,458	169,193	15,633,651

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	165,005		165,005				
2 総務費	1,900,180	1,380	1,901,560	780			600
3 民生費	6,106,464	748	6,107,212	250			498
4 衛生費	1,252,384	100	1,252,484	100			
5 労働費	29,899		29,899				
6 農林水産業費	519,191	12,256	531,447	12,256			
7 商工費	834,482	85,188	919,670	33,334			51,854
8 土木費	1,686,576		1,686,576				
9 消防費	518,799		518,799				
10 教育費	1,533,148	100	1,533,248			100	
11 公債費	898,329		898,329				
12 諸支出金	1	69,421	69,422				69,421
13 予備費	20,000		20,000				
歳 出 合 計	15,464,458	169,193	15,633,651	46,720		100	122,373

2. 歳入

第 14 款 国庫支出金 第 2 項 国庫補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	209,147	13,136	222,283	1 総務管理費補助金	13,136	5 地方創生臨時交付金 12,536 7 社会資本整備総合交付金（防災対策） 600
2 民生費国庫補助金	167,605	250	167,855	2 児童福祉費補助金	250	5 保育対策総合支援事業費補助金 250
計	627,554	13,386	640,940			

第 15 款 県支出金 第 2 項 県補助金

5 商工費県補助金	66,809	33,334	100,143	1 商工費補助金	33,334	2 工業振興対策費 33,334
計	585,788	33,334	619,122			

第 17 款 寄附金 第 1 項 寄附金

3 教育費寄附金	0	100	100	1 社会教育費寄附金	100	1 社会教育費寄附金 100
計	101	100	201			

第 19 款 繰越金 第 1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	308,103	122,373	430,476	1 繰越金	122,373	1 繰越金 122,373
計	308,103	122,373	430,476			

3. 歳出

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国庫支出金	地方債	その他		
6 企画調整費	167, 032	180	167, 212	18 負担金、補助及 び交付金	180	10 地域公共交通 確保対策事業 費	180	国庫支出金 180				【物価高騰対策】 タクシー事業者への支援
10 災害対策費	11, 503	1, 200	12, 703	12 委託料	1, 200	2 防災対策推進 費	1, 200	国庫支出金 600			600	洪水ハザードマップ公開地理情報の更新 業務
計	1, 514, 777	1, 380	1, 516, 157				1, 380	780			600	

第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費

3 老人福祉費	1,272,139	373	1,272,512	27 繰出金	373	8 介護保険事業 特別会計繰出 金	373				373	地域支援事業精算に伴う繰出金
計	2,770,954	373	2,771,327				373				373	

第 3 款 民生費 第 2 項 児童福祉費

2 児童育成費	2,656,166	375	2,656,541	18 負担金、補助及 び交付金	375	11 保育対策総合 支援事業費	375	国庫支出金 250			125	睡眠中の事故防止対策に係る機器導入補 助
計	3,189,657	375	3,190,032				375	250			125	

第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国庫支出金	地方債	その他		
4 環境衛生費	163,375	100	163,475	18 負担金、補助及び交付金	100	6 公衆浴場特別支援事業費	100	国庫支出金 100				【物価高騰対策】 公衆浴場事業者への支援
計	770,414	100	770,514				100	100				

第 6 款 農林水産業費 第 1 項 農業費

3 農業振興費	224,393	9,904	234,297	18 負担金、補助及び交付金	9,904	5 豊かな農村づくり推進費	9,904	国庫支出金 9,904				【物価高騰対策】 農業者への支援
計	299,242	9,904	309,146				9,904	9,904				

第 6 款 農林水産業費 第 4 項 水産業費

2 水産業振興費	17,065	2,352	19,417	18 負担金、補助及び交付金	2,352	1 漁業振興事業費	2,352	国庫支出金 2,352				【物価高騰対策】 漁業者への支援
計	76,500	2,352	78,852				2,352	2,352				

第 7 款 商工費 第 1 項 商工費

4 工業振興費	176,547	85,188	261,735	18 負担金、補助及び交付金	85,188	1 工業振興対策費	85,188	県支出金 33,334			51,854	工業振興事業補助金
計	834,482	85,188	919,670				85,188	33,334			51,854	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
3 図書館費	90,099	100	90,199	17 備品購入費	100	4 子ども図書館 管理運営費	100			寄附金 100		児童用図書の購入
計	288,763	100	288,863				100			100		

第 12 款 諸支出金

第 1 項 諸費

1 国県支出金返納 金	1	69,421	69,422	22 償還金、利子及 び割引料	69,421	1 国県支出金返 納金	69,421				69,421	
計	1	69,421	69,422				69,421				69,421	

議案第41号

令和8年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度滑川市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,143,727千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療		519,230		519,230
保 険 料	1 後期高齢者医療保険料	519,230		519,230
2 使用料及び		51		51
手 数 料	1 手 数 料	51		51
3 国庫支出金		715		715
	1 国 庫 補 助 金	715		715
4 繰 入 金		618,789		618,789
	1 一 般 会 計 繰 入 金	618,789		618,789
5 繰 越 金		1		1
	1 繰 越 金	1		1
6 諸 収 入		4,541	400	4,941
	1 延滞金、加算金及び過料	40		40
	2 市 預 金 利 子	1		1
	3 償還金及び還付加算金	500	400	900
	4 雑 入	4,000		4,000
歳 入 合 計		1,143,327	400	1,143,727

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		32,819		32,819
	1 総 務 管 理 費	24,301		24,301
	2 徴 収 費	8,518		8,518
2 後期高齢者医療		1,110,008		1,110,008
広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,110,008		1,110,008
3 諸 支 出 金		500	400	900
	1 償還金及び還付加算金	500	400	900
歳 出 合 計		1,143,327	400	1,143,727

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	519,230		519,230
2 使用料及び手数料	51		51
3 国庫支出金	715		715
4 繰入金	618,789		618,789
5 繰越金	1		1
6 諸収入	4,541	400	4,941
歳入合計	1,143,327	400	1,143,727

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	32,819		32,819				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,110,008		1,110,008				
3 諸支出金	500	400	900				400
歳出合計	1,143,327	400	1,143,727				400

2. 歳入

第 6 款 諸収入 第 3 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険料還付金	500	400	900	1 保険料還付金	400	1 保険料還付金 400
計	500	400	900			

3. 歳出

第 3 款 諸支出金 第 1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 保険料還付金	500	400	900	22 償還金、利子及び割引料	400	1 保険料還付金	400				400	
計	500	400	900				400				400	

議案第42号

令和8年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度滑川市の介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,756 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,274,660千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		681,043		681,043
	1 介 護 保 険 料	681,043		681,043
2 使 用 料 及 び 手 数 料		28		28
	1 手 数 料	28		28
3 国 庫 支 出 金		703,393		703,393
	1 国 庫 負 担 金	532,188		532,188
	2 国 庫 補 助 金	171,205		171,205
4 支 払 基 金 交 付 金		842,152		842,152
	1 支 払 基 金 交 付 金	842,152		842,152
5 県 支 出 金		462,921		462,921
	1 県 負 担 金	445,246		445,246
	2 県 補 助 金	17,675		17,675
6 財 産 収 入		630		630
	1 財 産 運 用 収 入	630		630
7 繰 入 金		566,730	1,699	568,429
	1 一 般 会 計 繰 入 金	517,969	373	518,342
	2 基 金 繰 入 金	48,761	1,326	50,087
8 繰 越 金		1	11,372	11,373
	1 繰 越 金	1	11,372	11,373
9 諸 収 入		6	4,685	4,691
	1 延滞金、加算金及び過料	2		2
	2 市 預 金 利 子	1		1
	3 雑 入	3	4,685	4,688
歳 入 合 計		3,256,904	17,756	3,274,660

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		104,860		104,860
	1 総 務 管 理 費	104,860		104,860
2 保 険 給 付 費		3,007,500		3,007,500
	1 サ ー ビ ス 等 諸 費	3,007,500		3,007,500
3 地域支援事業費		130,788		130,788
	1 総 務 管 理 費	38,329		38,329
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	76,487		76,487
	3 一般介護予防事業費	7,366		7,366
	4 包括的支援・任意事業費	8,389		8,389
	5 そ の 他 諸 費	217		217
4 保健福祉事業費		3,800		3,800
	1 保 健 福 祉 事 業 費	3,800		3,800
5 基 金 積 立 金		630		630
	1 基 金 積 立 金	630		630
6 公 債 費		100		100
	1 公 債 費	100		100
7 諸 支 出 金		8,226	17,756	25,982
	1 償還金及び還付加算金	702	17,756	18,458
	2 繰 出 金	7,524		7,524
8 予 備 費		1,000		1,000
	1 予 備 費	1,000		1,000
歳 出 合 計		3,256,904	17,756	3,274,660

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	681,043		681,043
2 使用料及び手数料	28		28
3 国庫支出金	703,393		703,393
4 支払基金交付金	842,152		842,152
5 県支出金	462,921		462,921
6 財産収入	630		630
7 繰入金	566,730	1,699	568,429
8 繰越金	1	11,372	11,373
9 諸収入	6	4,685	4,691
歳入合計	3,256,904	17,756	3,274,660

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	104,860		104,860				
2 保険給付費	3,007,500		3,007,500				
3 地域支援事業費	130,788		130,788				
4 保健福祉事業費	3,800		3,800				
5 基金積立金	630		630				
6 公債費	100		100				
7 諸支出金	8,226	17,756	25,982				17,756
8 予備費	1,000		1,000				
歳 出 合 計	3,256,904	17,756	3,274,660				17,756

2. 歳入

第 7 款 繰入金 第 1 項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 地域支援事業繰入金	17,675	373	18,048	2 包括的支援・任意事業繰入金	373	1 地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業） 373
計	517,969	373	518,342			

第 7 款 繰入金 第 2 項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	48,761	1,326	50,087	1 介護給付費準備基金繰入金	1,326	1 介護給付費準備基金繰入金 1,326
計	48,761	1,326	50,087			

第 8 款 繰越金 第 1 項 繰越金

1 繰越金	1	11,372	11,373	1 繰越金	11,372	1 繰越金 11,372
計	1	11,372	11,373			

第 9 款 諸収入 第 3 項 雑入

3 雑入	1	4,685	4,686	1 雑入	4,685	1 雑入 4,685
計	3	4,685	4,688			

3. 歳出

第 7 款 諸支出金 第 1 項 償還金及び還付加算金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 償還金	1	17,756	17,757	22 償還金、利子及 び割引料	17,756	1 償還金	17,756				17,756	
計	702	17,756	18,458				17,756				17,756	

議案第43号

滑川市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滑川市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

滑川市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

滑川市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例（昭和51年滑川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

博物館協議会委員		日額 5,000	
市立小・中学校嘱託医		年額 84,000以内	
市立小・中学校嘱託薬剤師		年額 42,000以内	
介護認定審査会委員	委員長	日額 18,000	
	委員	日額 16,000	

」を「

博物館協議会委員		日額 5,000	
市立小・中学校嘱託医		年額 次に掲げる額の合計額 (1) 50,000 (2) 健康診断を受け持った児童生徒数に100を乗じて得た額 (3) 勤務した日数に5,000を乗じて得た額	
市立小・中学校嘱託薬剤師		年額 42,000以内	

産業医		年額 100,000	
介護認定審査会委員	委員長	日額 18,000	
	委員	日額 16,000	

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び滑川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び滑川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び滑川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年滑川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(滑川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 滑川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年滑川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議案第45号

滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び滑川市
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び滑川市特定
教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び滑川市
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

(滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年滑川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第10
項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて
保育を行う場合」を加える。

第7条第1項中「次に掲げる事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げ
る事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「
満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲
げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上
限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条
第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規
模保育事業を行う事業所」を、「連携協力を行う施設」の次に「又は事業所」を加
える。

第19条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつ
ては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第29条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除

く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第31条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第37条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第50条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第50条において準用する第30条第5号」」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

（滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年滑川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条・」を「第51条一」に改める。

第2条第6号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第3号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条第23号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第3項に規定する選考の方法」を加える。

第22条の見出しを「(利用定員の遵守)」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第29条第1項中「第39条第4項」を「第39条第5項」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第30条」を「第29条」に、「第33条」を「第29条」に、「第35条」を「第29条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育

事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項に規定する選考方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」を加え、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項各号列記以外の部分中「、次に掲げるもの」を「次に掲げるもの」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設又は事業所」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3

項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、同項後段中「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同号又は同条第3項に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「「同条第3項」」

を「「法第19条第3号」」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2

項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3項に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第46号

滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例の制定について

滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年滑川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第31条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師（以下「看護師等」と
いう。）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型
に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭
和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院にお
いて、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業
した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上
の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び
経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した
経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有
する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなす
ことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該
小規模保育事業所A型の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみ
なされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制
を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場
合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保

育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第33条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第46条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなけれ

ばならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 7 当分の間、第31条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

- 8 当分の間、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

- 9 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 10 前2項の規定を適用する時は、保育士（第31条第3項若しくは第4項若しくは第46条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第31条第2項又は第46条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

（滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年滑川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「前項」を「附則第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 令和10年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「数の基準」とあるのは、「数の基準（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

令和7年度滑川市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

議案第48号

令和7年度滑川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に
付する。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

議案第49号

令和7年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に
付する。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

議案第50号

令和7年度滑川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

議案第51号

令和7年度滑川市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に
付する。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

議案第52号

令和7年度滑川市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

議案第53号

令和7年度滑川市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

議案第54号

令和7年度滑川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和7年度滑川市水道事業会計未処分利益剰余金 246,647,184 円のうち48,000,000円を減債積立金に積み立て、20,000,000円を建設改良積立金に積み立て、3,419,865 円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

議案第55号

令和 7 年度滑川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度滑川市下水道事業会計未処分利益剰余金 308, 012, 251 円のうち 141, 013, 878 円を建設改良積立金に積み立て、166, 998, 373 円を資本金に組み入れる。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

議案第56号

動産の取得について

除雪機械を次のとおり取得する。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物件の表示 | 除雪ドーザ |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 取 得 価 格 | 20,445,700円 |
| 4 | 納 入 期 限 | 令和9年10月20日 |
| 5 | 相 手 方 | 富山県富山市安養寺 705-3
千代田機電株式会社 富山店
店長 坂本 直文 |

議案第57号

市道の路線認定及び廃止について
次の路線を市道に認定し、及び廃止する。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

路 線 認 定 調 書

番 号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地	摘 要
B - 228	上小泉団地 8 号線	上小泉	上小泉		

路 線 廃 止 調 書

番 号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地	摘 要
B - 44	堀江竹鼻線	堀江	堀江		

報告第 8 号

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

1. 健全化判断比率

	健全化判断比率 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
実質赤字比率	—	13.57	20.00
連結実質赤字比率	—	18.57	30.00
実質公債費比率	5.1	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

2. 資金不足比率

会 計 名	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
滑川市水道事業会計	—	20.0
滑川市下水道事業会計	—	20.0
滑川市工業団地造成事業特別会計	—	20.0

報告第9号

実質公債費比率の推計及び中期財政計画について

滑川市健全な財政に関する条例（平成23年滑川市条例第1号）第6条及び第19条の規定により、実質公債費比率の推計及び中期財政計画について、次のとおり報告する。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

1. 健全化判断比率の見込み (単位：%)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実質公債費比率	5.2	6.2	7.2	8.3	8.9
将来負担比率	-	-	-	-	-

2. 中期財政計画

(1) 一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額

【歳入】 (単位：百万円)

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地方税	5,411	5,458	5,556	5,660	5,754
地方譲与税等	1,098	1,100	1,092	1,084	1,078
地方交付税	2,621	2,633	2,615	2,606	2,601
国県支出金	4,019	4,150	3,883	4,009	3,992
地方債	353	1,568	292	350	330
その他	3,032	2,929	2,828	2,726	2,835
歳入合計	16,534	17,838	16,266	16,435	16,590

【歳出】 (単位：百万円)

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
義務的経費	7,305	7,444	7,618	7,737	7,802
人件費	2,436	2,470	2,514	2,549	2,576
扶助費	3,971	4,002	4,033	4,064	4,095
公債費	898	972	1,071	1,124	1,131

投資的経費	1,596	2,238	1,483	1,562	1,506
その他の経費	7,633	8,156	7,165	7,136	7,282
歳出合計	16,534	17,838	16,266	16,435	16,590

(2) 一般会計における地方債残高の見込み

(単位：百万円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地方債残高	8,363	9,077	8,435	7,797	7,131

(3) 財政調整基金等の残高の見込み

(単位：百万円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
財政調整基金	2,237	1,968	1,818	1,770	1,611
減債基金	1,710	1,543	1,375	1,207	1,039
公共施設整備基金	1,878	1,670	1,463	1,255	1,050
計	5,825	5,181	4,656	4,232	3,700

報告第10号

令和7年度における主要施策の成果について

地方自治法第233条第5項の規定に基づき、令和7年度各会計の主要施策の成果に関する報告書を別紙のとおり提出する。

令和8年8月31日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

報告第11号

一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団の経営状況について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団にかかる令和 8 年度の事業計画及び令和 7 年度の事業の決算に関する報告書を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

別紙

一般財団法人 滑川市文化・スポーツ振興財団経営状況報告

1. 令和8年度事業計画

(1) 滑川市民会館等の管理運営について

滑川市から次の施設の指定管理者の指定を受けたので、協定書に基づき管理運営を行い、市民の福祉向上及び施設利用の促進を図る。

施 設 名	事 業 内 容
市民会館	大ホール、コミュニティホール、茶室を容易に市民の利用に供することにより、市民福祉の向上及び施設の利用促進に努める。
滑川駅前駐車場	滑川駅利用者及び駅前周辺の駐車のを確保する。
滑川駅前西駐車場	市街地における駐車場を確保し、道路交通の円滑化を図り利用の増進に努める。
東滑川駅前駐車場	東滑川駅利用者の駐車のを確保するとともに、駅前広場の美観を保持する。
滑川駅南駐車場	滑川駅前駐車場とともに滑川駅利用者及び駅周辺の駐車のを確保する。
滑川駅前自転車駐車場	駅前広場等の環境美化を維持し、駐輪場利用者の利便の向上に努める。
滑川駅南自転車駐車場	駅南広場の環境美化を維持し、駐輪場利用者の利便の向上に努める。
東滑川駅前自転車駐車場	駅前広場等の環境美化を維持し、駐輪場利用者の利便の向上に努める。
サン・アビリティーズ滑川	勤労身体障害者教養文化体育施設の有効利用を図るため、施設の利用増進に努める。
産業研修センター	産業研修センターの有効利用を図るため、施設の利用増進に努める。
みのわテニス村(グリーンハウス・ファミリーハウス)	みのわテニス村(グリーンハウス・ファミリーハウス)の有効利用を図るため、施設の利用増進に努める。(利用料金制)
市民交流プラザ	入浴施設、多目的ホール等の有効利用を図るため、施設の利用増進に努める。(利用料金制)
東福寺野自然公園	イベントの開催や各種団体との連携により、施設の利用増進に努める。(利用料金制)

(2) 文化・スポーツ事業について

魅力ある市民文化の創造及びスポーツの振興に寄与するため、次の事業を行う。

- ① 各種展覧会、演奏会、発表会、講演会及びスポーツ大会、スポーツ教室等の開催
- ② 文化・スポーツ活動に関する情報の収集及び提供
- ③ 文化・スポーツ活動に関する調査及び研究

2. 令和7年度事業報告

(1) 滑川市民会館等の管理運営状況について

滑川市から次に掲げる施設の管理運営の委託を受け、市民の福祉向上及び施設利用の促進を図った。利用状況は、次のとおりである。

施 設 名	利 用 状 況
市民会館	利用延べ回数 115回
滑川駅前駐車場	利用台数 6,939台
滑川駅前西駐車場	利用延べ台数（月極） 558台
東滑川駅前駐車場	利用延べ台数（月極） 220台
滑川駅南駐車場	利用台数 4,005台
サン・アビリティーズ滑川	利用者延べ人数 16,488人
産業研修センター	利用者延べ人数 5,572人
みのわテニス村（グリーンハウス）	利用者延べ人数 1,297人
みのわ健康休養施設 （ファミリーハウス）	利用者延べ人数 42,449人
茶室	利用延べ回数 17回
市民交流プラザ	利用者延べ人数 164,581人
東福寺野自然公園	利用者延べ人数 24,784人

(2) 文化・スポーツ事業について

事業名	開催日	入場参加者
第 36 回 市民ふれあい茶会	令和 7 年 4 月 20 日	240 人
市民文化講演会 (京都清水寺 森 清範貫主)	令和 7 年 5 月 25 日	200 人
第 43 回滑川市吹奏楽祭 光のコンサート	令和 7 年 6 月 15 日	800 人
しげちゃんの「滑川の昔ばなし」	令和 7 年 7 月 26 日	236 人
夏休みこども映写会	令和 7 年 8 月 23 日	201 人
第 28 回 みのわ Cup ジュニアオープンソフトテニス大会	令和 7 年 9 月 6 日	156 人
市民文化講演会 (村尾 信尚氏)	令和 7 年 9 月 28 日	250 人
妖怪影絵劇 ゲゲゲの鬼太郎	令和 7 年 10 月 11 日	104 人
2025 みのわ杯プリンス オープンテニストーナメント大会	令和 7 年 11 月 2 日	62 人
富山県ネットワーク公演事業 音楽の絵本コンアモーレ	令和 7 年 11 月 8 日	325 人
宝くじ文化公演 DUO森友嵐士×小島良喜	令和 7 年 11 月 15 日	588 人
「夢の音楽教室」 地域の文化・芸術活動助成事業 (創造プログラム)	令和 7 年 12 月 1 日 ～12 月 6 日	515 人
こども映写会	令和 8 年 2 月 28 日	305 人
立川志の輔独演会	令和 8 年 3 月 14 日	330 人
サロンコンサート	令和 7 年 6 月～12 月	352 人
呈茶サービス事業	令和 7 年 5 月～12 月	550 人

(3) 正味財産増減計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	183,818,908	145,223,747	38,595,161
自主事業収益	6,696,350	7,607,238	△ 910,888
管理受託事業収益	176,317,614	136,807,615	39,509,999
運営受託事業収益	804,944	808,894	△ 3,950
補助金収入	46,829,013	77,428,748	△ 30,599,735
地方公共団体補助金収入	46,829,013	77,428,748	△ 30,599,735
使用料収入	11,180,461	12,145,408	△ 964,947
使用料収入	11,180,461	12,145,408	△ 964,947
利用料収入	114,904,978	116,958,175	△ 2,053,197
利用料収入	114,904,978	116,958,175	△ 2,053,197
雑収入	11,916,720	11,849,716	67,004
雑収入	11,916,720	11,849,716	67,004
受取利息	0	0	0
経常収益計	368,650,080	363,605,794	5,044,286
(2) 経常費用			
①事業費	336,540,501	333,602,650	2,937,851
給料	33,668,700	29,648,400	4,020,300
手当	19,437,592	17,564,719	1,872,873
賃金	39,459,415	38,800,643	658,772
福利厚生費	11,379,224	10,091,921	1,287,303
旅費交通費	61,660	44,340	17,320
通信運搬費	1,476,611	1,440,294	36,317
消耗什器備品費	1,217,761	1,287,797	△ 70,036
消耗品費	6,769,446	7,000,050	△ 230,604
原材料費	6,516,637	7,083,063	△ 566,426
衛生費	1,601,830	1,676,612	△ 74,782
修繕費	19,126,139	18,766,456	359,683
印刷製本費	1,153,105	1,164,229	△ 11,124
燃料費	12,517,780	12,355,354	162,426
光熱水料費	75,931,775	81,439,225	△ 5,507,450
賃借料	12,647,707	10,144,836	2,502,871
保険料	481,469	523,021	△ 41,552
租税公課	33,700	33,700	0
支払手数料	445,096	597,067	△ 151,971

支払負担金	1,689,449	462,500	1,226,949
委託費	75,507,368	77,581,653	△ 2,074,285
イベント費	1,727,935	1,632,132	95,803
広告宣伝費	1,674,880	1,787,782	△ 112,902
使用料負担金	11,180,461	12,145,408	△ 964,947
雑費	834,761	331,448	503,313
②管理費	32,109,579	30,003,144	2,106,435
給料	9,827,400	9,314,100	513,300
手当	6,862,746	6,813,669	49,077
賃金	0	0	0
福利厚生費	2,746,973	2,466,614	280,359
会議費	35,000	40,889	△ 5,889
旅費交通費	28,900	23,400	5,500
通信運搬費	246,546	198,705	47,841
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	409,191	168,018	241,173
印刷製本費	40,150	26,950	13,200
燃料費	113,315	116,501	△ 3,186
賃借料	1,237,802	1,141,754	96,048
保険料	229,500	238,390	△ 8,890
租税公課	9,760,700	8,442,700	1,318,000
支払手数料	98,450	96,400	2,050
支払負担金	3,000	3,000	0
委託費	419,784	770,994	△ 351,210
広告宣伝費	0	99,000	△ 99,000
雑費	50,122	42,060	8,062
経常費用計	368,650,080	363,605,794	5,044,286
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	3,000,001	3,000,001	0
一般正味財産期末残高	3,000,001	3,000,001	0
Ⅱ 正味財産期末残高	3,000,001	3,000,001	0

(4) 貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金	40,983,568	43,740,050	△ 2,756,482
(2) 未収金	3,079,850	4,550,232	△ 1,470,382
未収利子及び配当金	0	0	0
未収使用料	0	241,455	△ 241,455
未収利用料	2,936,364	3,813,718	△ 877,354
未収自主事業収入	0	345,000	△ 345,000
未収雑収入	143,486	150,059	△ 6,573
流動資産合計	44,063,418	48,290,282	△ 4,226,864
資 産 合 計	44,063,418	48,290,282	△ 4,226,864
II. 負債の部			
1. 流動負債			
(1) 未払金	10,285,730	9,918,252	367,478
(2) 前受金	3,850	0	3,850
(3) 預り金	24,691,822	29,936,199	△ 5,244,377
(4) 賞与引当金	6,082,015	5,435,830	646,185
流動負債合計	41,063,417	45,290,281	△ 4,226,864
負 債 合 計	41,063,417	45,290,281	△ 4,226,864
III. 正味財産の部			
1. 一般正味財産	3,000,001	3,000,001	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	0
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	0
正 味 財 産 合 計	3,000,001	3,000,001	0
負債及び正味財産合計	44,063,418	48,290,282	△ 4,226,864

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:円)

勘 定 科 目	文化・スポーツ 振興事業	市民会館 大ホール	市民会館 コミュニティホール	駐車場 駐輪場	サン・アビリ ティーズ滑川	産業研修 センター	みのわテニス村
管理・運営受託事業収入	0	10,821,849	5,317,210	1,228,998	5,497,459	1,206,455	48,447,948
自主事業収入	6,696,350	0	0	0	0	0	0
使用料収入	0	1,312,530	1,111,311	5,981,500	1,907,850	783,410	0
利用料収入	0	0	0	0	0	0	23,160,456
雑収入	0	0	0	0	0	0	867,977
受取利息	0	0	0	0	0	0	0
補助金収入	14,822,492	0	0	0	0	0	0
経常収益	21,518,842	12,134,379	6,428,521	7,210,498	7,405,309	1,989,865	72,476,381
人 件 費	6,883,778	5,135,096	0	0	0	0	27,420,633
修 繕 費	0	122,650	6,820	0	250,668	145,200	5,179,669
燃 料 費	0	0	0	0	72,253	0	10,684,409
光熱水料費	0	4,111,513	3,301,428	170,393	1,131,992	737,769	7,167,855
賃 借 料	445,145	0	0	184,470	240,636	0	8,697,752
委 託 費	9,289,670	1,017,338	1,826,683	838,424	3,579,935	272,426	8,440,614
そ の 他	4,900,249	1,747,782	1,293,590	6,017,211	2,129,825	834,470	4,885,449
経常費用	21,518,842	12,134,379	6,428,521	7,210,498	7,405,309	1,989,865	72,476,381
経常増減額	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0
正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:円)

勘 定 科 目	市民会館 茶室	市民交流 プラザ	東福寺野 自然公園	法人会計	合 計
管理・運営受託事業収入	787,751	66,198,920	37,615,968	0	177,122,558
自主事業収入	0	0	0	0	6,696,350
使用料収入	83,860	0	0	0	11,180,461
利用料収入	0	82,404,622	9,339,900	0	114,904,978
雑収入	0	4,232,326	6,713,359	103,058	11,916,720
受取利息	0	0	0	0	0
補助金収入	0	0	0	32,006,521	46,829,013
経常収益	871,611	152,835,868	53,669,227	32,109,579	368,650,080
人 件 費	0	36,853,276	27,652,148	19,437,119	123,382,050
修 繕 費	0	11,124,497	2,296,635	0	19,126,139
燃 料 費	24,626	275,099	1,461,393	113,315	12,631,095
光熱水料費	128,321	55,881,826	3,300,678	0	75,931,775
賃 借 料	0	2,307,433	772,271	1,237,802	13,885,509
委 託 費	528,285	38,227,698	11,486,295	419,784	75,927,152
そ の 他	190,379	8,166,039	6,699,807	10,901,559	47,766,360
経常費用	871,611	152,835,868	53,669,227	32,109,579	368,650,080
経常増減額	0	0	0	0	0
経常外収益	0	0	0	0	0
経常外費用	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	3,000,001	3,000,001
一般正味財産期末残高	0	0	0	3,000,001	3,000,001
正味財産期末残高	0	0	0	3,000,001	3,000,001

報告第12号

公益財団法人滑川市スポーツ協会の経営状況について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人滑川市スポーツ協会にかかる令和 8 年度の事業計画及び令和 7 年度の事業の決算に関する報告書を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

別紙

公益財団法人 滑川市スポーツ協会経営状況報告

1. 令和8年度事業計画

(1) 第79回滑川市民スポーツ大会開催事業

第79回富山県民スポーツ大会2部郡市対抗戦の予選会としての開催。また、各主管競技団体において、市民の間に広くスポーツを振興し、また普及発展を図り、アマチュア精神の高揚・健康増進のために開催する。

(2) 各種競技大会開催事業

市民に親しみの多い生涯スポーツを中心に、スポーツの普及推進と参加者の交流を深めるため開催する。また、ジュニア層の競技水準の向上を目指し、実施するものとする。

(3) スポーツ教室開催事業

主に「生涯スポーツ」と「競技スポーツ」の2部構成で開催する。

① 「生涯スポーツ」キッズ・スポーツ塾

滑川市総合型地域スポーツクラブなめりCANクラブと連携し、小学校低学年を対象にスポーツの楽しさを実感し、運動する習慣を身に着けることを目的とした事業展開とする。

② 「競技スポーツ」競技団体主管教室

競技団体が主管となって市民を対象とした教室を開催し、競技人口の増加と競技力及び指導力の向上を図る。また、指導者及び競技者を対象に基礎知識の充実を図る。

(4) 競技力向上対策事業

加盟団体及び市内のスポーツ団体が競技力を向上できるよう支援する。

(5) 県民スポーツ大会派遣事業

市民スポーツ大会での優秀な成績を収める選手を県民スポーツ大会に派遣することで、更なる競技技術の向上及び競技に適した心身の育成を目指す。

(6) 市民スポーツ大学開催事業

発育発達期にある児童生徒の心や体の成長を的確にとらえ、生涯にわたってスポーツに取り組むことができるように指導者が指導理論や指導方法を身に着けることを目標とする。

また、スポーツ活動の関係者を対象に、専門家のアドバイスを受け、心身両面からのサポート事業を展開する。

(7) 競技団体ヒアリング

加盟競技団体との円滑な関係構築や意見交換の場としてヒアリングを実施し、競技団体の状況を把握しながら必要に応じたサポートを行う。

(8) 功労者表彰等事業

表彰の種類

	表彰項目	表彰名	内 容
1	功労者表彰	功労者表彰	年齢制限有・生涯1回限り
2	競技スポーツ表彰	特別表彰	世界大会出場、全国大会優勝
		競技優秀者表彰	全国大会入賞
		優秀指導者表彰	全国大会入賞者の指導者
3	生涯スポーツ表彰	奨励賞	県大会優勝者（中学生・一般）
		滑川スポーツ賞	県大会優勝者（小学生）
			県民スポーツ大会2部優勝競技団体

(9) 遠征等助成事業

県外遠征等を実施する各種スポーツ団体（スポーツ協会加盟団体）へ、遠征先までの移動手段としてのレンタルバスの借用料金に対して助成する。

(10) ほたるいかマラソン開催事業

マラソンを通して健康増進・交流を図ることを目的に、あらゆる年代の方々が自身の体力に応じて参加できるプログラムを展開し実施する。前日にランニング教室を開催し、大会前日の調整方法などについて情報を発信する。

(11) ジュニア育成事業

ジュニア期、特に小中学生を対象に基礎体力及び競技技術の向上を目的とし、競技団体が主管となって教室を展開する。なお、ジュニア育成のための基金を活用して事業展開する。

(12) 地域貢献事業

継続的な運動習慣や健康意識の高揚を目指し、ラジオ体操等の誰でも気軽に参加できる運動を通して市民の健康づくりのサポートを実施する。

(13) 施設管理受託事業

総合体育センター・下梅沢テニスコート・運動公園野球場・スポーツ・健康の森公園を有効的に活用し事業展開することによって市民1スポーツの取り組みを広げる。また、利用希望者へ公平で有効な施設利用を展開することで、スポーツを親しむことができる環境の充実を図る。さらに、施設の管理に競技団体が携わることで利用者へのマナーの指導も実践する。

2. 令和7年度事業報告

(1) 市民スポーツ大会（競技会事業）

県民スポーツ大会郡市対抗戦の予選会として、23 競技団体が主管団体となり、4月27日（日）から6月29日（日）までの期間において開催。市民の間に広くスポーツを振興するとともに、普及発展を図り、アマチュア精神の高揚、健康増進、生活の明朗化を図ることを目的とした。

(2) 各種競技大会（体験活動等・競技会事業）

市民に親しみの多い生涯スポーツを中心に更なるスポーツの普及促進と参加者の交流を深めることを目的に実施。また、ジュニア層の競技水準向上を目指した。

大会名	開催日	会場	主管団体
市武道大会	8/31、10/19	滑川市総合体育センター	柔道・剣道・弓道・空手道協会
市民ゴルフ大会	9/23	立山カントリークラブ	ゴルフ協会
市民ペタンク大会	11/1	滑川市総合体育センター	ペタンク協会
市民ソフトボール大会	11/2	西部小学校	ソフトボール協会
市民バレーボール大会	11/9	滑川市総合体育センター	バレーボール協会
市民水泳フェスティバル	11/23	滑川室内温水プール	水泳協会
市民カローリング大会	12/7	滑川市総合体育センター	カローリング協会
市民ビーチボールフェスタ	12/14	東部小学校	ビーチボール協会
市民卓球大会	1/11	サン・アビリティーズ滑川	卓球協会
市フットサル大会	1/18、3/1	滑川市総合体育センター 北陸建工グループアスリートフィールド	サッカー協会
市民バスケットボール大会	2/21、2/22	滑川市総合体育センター	バスケットボール協会
市民バドミントン大会	3/21	滑川市総合体育センター	バドミントン協会

(3) スポーツ教室（講座、セミナー、育成事業・体験活動等）

小学生・中学生を対象に、全6回のスポーツ教室を開催。発育発達時期における体幹トレーニングの重要性をテーマに指導を行った。

(4) 競技力向上対策（講座、セミナー、育成・相談、助言・キャンペーン、月間事業）

加盟競技団体が展開する事業において、普及及び競技力の向上が日常的に実施できるようサポートした。

(5) 県民スポーツ大会強化（競技会事業）

市民スポーツ大会での優秀な成績を収めた選手を県民スポーツ大会に派遣することで更なる競技力の向上及び競技に適した心身の育成を目指した。郡市対抗戦となる2部に19競

技 499 名が参加した。

(6) 市民スポーツ大学（講座、セミナー、育成事業）

スポーツ指導者を対象に、児童生徒が生涯にわたってスポーツに取り組めるよう、指導理論や方法等を身につけることを目的とした講座を開催した。

(7) 功労者表彰等

表彰対象の明確化、スポーツ活動の普及・促進、特にジュニア世代のスポーツの定着化を図ることを目的に、部門ごとに表彰した。

(8) ジュニア育成

ジュニア期、特に小学生・中学生を対象に基礎体力及び競技技術の向上を目的として、競技団体が主管となって、基金を活用した事業を展開した。（6 団体が実施）

(9) トレーニング相談

市民の方々が抱えるスポーツや健康への課題等に対して、トレーニングメニューの紹介及び実技指導を実施した。特に総合体育センターのトレーニング室利用者からの問い合わせや指導依頼については、日常的にトレーニング方法等を指導した。

(10) 正味財産増減計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	1,766,518	1,765,542	976
基本財産受取利息	1,766,518	1,765,542	976
②受取会費	500,000	520,000	△ 20,000
受取会費	500,000	520,000	△ 20,000
③事業収益	90,592,782	85,100,943	5,491,839
滑川市受託料収益	5,920,000	6,208,000	△ 288,000
参加費等事業収益	13,373,230	11,926,105	1,447,125
指定管理料事業収益	61,540,000	59,631,000	1,909,000
使用料収益	9,759,552	7,335,838	2,423,714
④受取補助金等	3,964,000	4,175,000	△ 211,000
滑川市補助金	3,824,000	4,035,000	△ 211,000
富山県スポ協補助金	140,000	140,000	0
⑤受取寄附金	3,619,120	3,758,900	△ 139,780
受取寄附金	3,619,120	3,758,900	△ 139,780
⑥受取負担金	8,371,783	8,890,159	△ 518,376
受取負担金	8,371,783	8,890,159	△ 518,376
⑦諸収入	1,966,000	1,703,000	263,000
諸収入	1,966,000	1,703,000	263,000
⑧雑収益	4,447,797	5,140,182	△ 692,385
雑収益	4,447,797	5,140,182	△ 692,385
⑨基金繰入金	531,180	1,292,000	△ 760,820
基金繰入金	531,180	1,292,000	△ 760,820
経常収益計	115,759,180	112,345,726	3,413,454
(2) 経常費用			
①事業費	109,827,755	108,301,390	1,526,365
給料	9,495,747	10,551,887	△ 1,056,140
手当	3,223,942	3,846,595	△ 622,653
賃金	1,502,320	1,796,585	△ 294,265
福利厚生費	2,961,632	2,911,056	50,576
賞与引当金	1,515,435	1,424,927	90,508
報償費	258,810	218,810	40,000
通信運搬費	559,063	531,883	27,180
什器備品費	0	90,861	△ 90,861
消耗品費	8,231,752	6,388,952	1,842,800

科 目	当年度	前年度	増減
燃料費	863,050	903,693	△ 40,643
印刷製本費	1,725,267	1,675,960	49,307
光熱水道費	20,264,317	20,808,286	△ 543,969
修繕費	1,390,906	929,106	461,800
諸費	2,106,598	2,219,671	△ 113,073
保険料	459,410	383,030	76,380
役務費	60,500	44,000	16,500
委託費	44,001,879	44,329,533	△ 327,654
使用料	3,696,214	3,275,316	420,898
原材料費	556,600	385,000	171,600
負担金	32,500	32,500	0
広告宣伝費	418,000	418,000	0
租税公課	2,424,753	2,406,226	18,527
市納付金	2,684,062	1,813,670	870,392
物品購入費	1,394,998	915,843	479,155
寄付金	0	0	0
委託戻入	0	0	0
指定戻入	0	0	0
補助等戻入	0	0	0
②管理費	3,720,173	6,264,285	△ 2,544,112
給料	27,200	1,639,800	△ 1,612,600
手当	0	974,803	△ 974,803
派遣手当	344,676	0	344,676
福利厚生費	386,553	20,866	365,687
賞与引当金	0	0	0
通信運搬費	128,313	125,515	2,798
消耗品費	18,891	10,296	8,595
燃料費	0	0	0
印刷製本費	0	6,600	△ 6,600
光熱水道費	0	0	0
諸費	564,440	294,740	269,700
保険料	47,370	47,460	△ 90
委託費	1,070,065	813,780	256,285
使用料	998,305	1,318,765	△ 320,460
負担金	86,000	86,000	0
交際費	35,000	85,280	△ 50,280
車両購入費	0	0	0
寄付金	0	0	0
租税公課	6,000	834,440	△ 828,440
支払手数料	7,360	5,940	1,420

科 目	当年度	前年度	増減
経常費用計	113,547,928	114,565,675	△ 1,017,747
評価損益等調整前当期経常増減額	2,211,252	△ 2,219,949	4,431,201
法人税等	196,000	81,000	115,000
当期経常増減額	2,015,252	△ 2,300,949	4,316,201
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,015,252	△ 2,300,949	4,316,201
一般正味財産期首残高	4,158,281	6,459,230	△ 2,300,949
一般正味財産期末残高	6,173,533	4,158,281	2,015,252
II 指定正味財産増減の部			
基本財産受取利息			0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	△ 534,477	△ 1,295,200	760,723
指定正味財産期首残高	110,145,352	111,440,552	△ 1,295,200
指定正味財産期末残高	109,610,875	110,145,352	△ 534,477
III 正味財産期末残高	115,784,408	114,303,633	1,480,775

(11) 貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
預 金（普通預金）	15,553,510	9,291,246	6,262,264
現 金（おつり）	569,940	370,402	199,538
現 金（小口現金）	100,000	100,000	0
未収金等	2,738,699	1,464,056	1,274,643
預託金	9,620	9,620	0
流動資産合計	18,971,769	11,235,324	7,736,445
2. 固定資産			
基本財産	103,700,000	103,700,000	0
特定資産	5,910,875	6,445,352	△ 534,477
固定資産合計	109,610,875	110,145,352	△ 534,477
資 産 合 計	128,582,644	121,380,676	7,201,968
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金等	11,282,801	5,652,116	5,630,685
賞与引当金	1,515,435	1,424,927	90,508
流動負債合計	12,798,236	7,077,043	5,721,193
固定負債合計	0	0	0
負 債 合 計	12,798,236	7,077,043	5,721,193
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産	109,610,875	110,145,352	△ 534,477
（うち基本財産への充当額）	103,700,000	103,700,000	0
（うち特定資産への充当額）	5,910,875	6,445,352	△ 534,477
2. 一般正味財産	6,173,533	4,158,281	2,015,252
（うち基本財産への充当額）	0	0	0
（うち特定資産への充当額）	0	0	0
正 味 財 産 合 計	115,784,408	114,303,633	1,480,775
負債及び正味財産合計	128,582,644	121,380,676	7,201,968

報告第13号

公益財団法人滑川市農業公社の経営状況について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人滑川市農業公社にかかる令和 8 年度の事業計画及び令和 7 年度の事業の決算に関する報告書を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

1. 令和8年度事業計画

(1) 農地の利用調整及び農作業受委託の推進に関する事業（公益目的事業）

農地利用総合支援事業

高齢化等により耕作ができない農地の所有者からの相談を受け、地域農業の担い手である認定農業者や農地所有適格法人等（以下「認定農業者等」という。）に農地を仲介することで、認定農業者等の農業経営の規模拡大を図り、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するとともに、耕作放棄地の発生を防止することにより、国土の保全と農地の利活用を促進する。

また、農業機械を所有しない小規模な農家から農作業の依頼を受け、認定農業者等にその農作業を委託（農作業の受委託調整）することにより、農業経営における過剰投資の防止と農業機械の有効利用を図る。

さらには、利用権設定された農地の貸借契約の終期・更新の通知及び更新手続きを行うことにより、認定農業者等の安定的な経営基盤の強化を図る。なお、令和7年4月から法改正により、利用権設定の新規契約や更新手続きは、富山県農地中間管理機構との契約のみとなることから、これらの申請窓口を農業公社にて行う。

(2) 担い手の育成及び農業者の資質の向上に関する事業（公益目的事業）

担い手育成及び農業者等研修支援事業

公益社団法人富山県農林水産公社や富山農林振興センター等の関係機関と連携を図りながら、ホームページや農業公社だより等を通して就農に関する各種情報を提供するとともに、新規就農希望者や農家の後継者にとらわれず、地域農業の後継者の確保に資するよう、動機づけと人材の育成を図る。

一方、長期的な観点から、市内の児童・生徒が小さい頃から農業体験学習等を行うことにより、食に関わる人々の活動と地元食材に対する知識を広め、一人でも多くの若者の就農が実現するよう、農業に対する理解と関心の醸成を図る。

また、関係機関と共に各種講習会や研修会を開催し、農業者の資質の向上を図る。

(3) 都市と農村の交流の活性化に関する事業（公益目的事業）

都市農村交流活性化支援事業

消費者に、市内の農業について体験や見聞する機会を提供し、市内の農産物の生産状況や農業の状況等について理解を深めてもらいながら、市内の農業と農産物等をPRするとともに、市内の農業生産者と消費者との交流を促進し、当市の農業・農村の活性化を図る。

農業体験として「なめりかわキラリ農業ひかる塾」を開催し、生産者と交流を図りながら消費者に収穫や加工品作り等の体験・見聞する機会を提供するとともに、学校給食用の野菜づくりを行うことで、地場産野菜の利活用に対する市民の関心を高める。

体験農園として「ふれあい野菜耕房」を開設し、消費者に野菜づくり用の農園を貸出し、利用者は定期的に専門農家の指導を受けながら、定植から収穫までの野菜づくりを行うことにより、農業の楽しさや知識を深めてもらう。

(4) 地域特産品の開発及び流通に関する事業（公益目的事業）

地域特産品開発流通支援事業

関係機関及び関係団体と連携を図りながら、生産履歴管理された安心・安全な滑川産コシヒカリを始め、里芋・りんご等の農産物や、りんごジャム・かずみの健康茶・味噌等の加工品情報を「なめりかわ味覚だより」に掲載し、ホームページ・パンフレット・各種イベント等を通して、広く市内外の消費者等に紹介するとともに斡旋・提供することにより、消費者の利便性の向上と当市の特産品に対する知識を深めてもらう。

(5) 農業情報の集発信に関する事業（公益目的事業）

農業情報集発信支援事業

滑川市農業技術者協議会及びアルプス地域営農対策委員会の会員として、水稻・大豆・大麦等の栽培管理方法等の農業技術に関する情報を掲載した営農情報等を、定期的に全ての生産農家に配布することにより、生産性と農家所得の向上を図る。

また、ホームページや農業公社だより等を通して、当市の農業情報や公社が取り組んでいる各種事業の情報、特産品の紹介並びに都市と農村の交流活動等を、総合的かつ有機的に広く市内外に発信することにより、産地と消費者との繋がりを深める。

(6) 元気とふれあいの学校給食づくり事業（公益目的事業）

安心・安全で、美味しい取れたて野菜を中心とする地場産農産物を、積極的に学校給食の食材として活用することを推進するため、アルプス農業協同組合・富山農林振興センター等の関係機関と連携を図りながら、野菜を栽培されている生産農家を対象に、潜在的に余剰な野菜の出荷を呼び掛けるとともに、新規に野菜を栽培する生産者・生産者団体を確保し、その中から少しでも多くの地場産野菜等が学校給食用の出荷に結び付くよう働きかける。

(7) 農産品販売促進事業（公益目的事業）

地産地消の推進及び農産品の生産販売促進に係る活動等を行う。特に、地域特産品開発流通支援事業における特産品のPR及び販売の促進と、学校給食共同調理場及び生産者団体等と連携しながら、地元農産物の活用を促進するための活動を重点的に行う。

(8) 農業研修施設等の管理運営等に関する事業（その他事業）

指定管理者事業

「滑川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定に基づき、次の施設の指定管理業務を受託する。

- ・ 滑川市農村環境改善センター

2. 令和7年度事業報告

(1) 農地の利用調整及び農作業受委託の推進に関する事業（公益目的事業）

農地利用総合支援事業

高齢化等により耕作ができない農地の所有者からの相談を受け、地域農業の担い手である認定農業者や農地所有適格法人等（以下「認定農業者等」という。）に農地を仲介することで、認定農業者等の農業経営の規模拡大を図り、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するとともに、耕作放棄地の発生を防止することにより、国土の保全と農地の利活用の推進に努めた。

また、認定農業者等の安定的な経営基盤の強化を図るなどのため、利用権設定された農地の貸借契約の終期・更新の通知及び更新手続きを行った。

農業経営における過剰投資の防止と農業機械の有効利用を図るため、農業機械を所有しない小規模な農家から農作業の依頼を受け、認定農業者等にその農作業を委託する農作業の受委託調整を行った。

① 農地利用集積円滑化事業（単位：件、ha）

利用権設定実績			
借 入		貸 付	
件数	面積	件数	面積
244	158	50	158

※滑川市農業公社経由による契約内容（単位：件、ha）

公社保有量			
借 入		貸 付	
件数	面積	件数	面積
233	154	29	154

② 利用権設定農地の終期・更新の通知等（単位：件、ha）

農地所有者		耕作者	
件数	面積	件数	面積
230	127	42	127

③ 農作業受委託事業

（単位：件、ha）

耕起		田植		収穫		乾燥調製	
件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
0	0	0	0	1	0.2	1	0.2

(2) 担い手の育成及び農業者の資質の向上に関する事業（公益目的事業）

担い手育成及び農業者等研修支援事業

公益社団法人富山県農林水産公社や富山農林振興センター等の関係機関と連携を図りながら、ホームページや農業公社だより等を通して就農に関する各種情報を提供するとともに、新規就農希望者や農家の後継者にとらわれず、地域農業の後継者の確保に資するよう、生産組織の担い手を対象に、栽培管理や農業機械の安全操作等に関する通信教育を行った。

一方、長期的な観点から、市内の児童・生徒が小さい頃から農業体験学習等を行うことにより、食に関わる人々の活動と地元食材に対する知識を広め、一人でも多くの若者の就農が実現するよう、農業に対する理解と関心の醸成を図る学習について支援を行った。

また、農業者等の研修事業として、野菜づくりや地産地消を一層推進するため、滑川市等との共催により「野菜づくり講習会」を開催した。

① 通信教育の実施（受講者7名）

② 農業体験学習への支援

（東加積小学校において秋冬野菜づくりの体験を行い、学校給食には大根・キャベツ等を1.0トン提供）

③ 農業公社だよりの発行（新規就農支援情報の提供等を含む）

④ 野菜づくり講習会の開催

(3) 都市と農村の交流の活性化に関する事業（公益目的事業）

都市農村交流活性化支援事業

消費者に、市内の農業や農村文化等の体験や見聞する機会を提供し、農産物の生産状況を直接見聞してもらいながら、市内の農業と農産物等をPRするとともに、市内の農業生産者と市内外の消費者との交流を促進し、市内農業と農産物の生産状況等について知識や理解を深めてもらうための事業を実施した。

農業体験として「なめりかわキラリ農業ひかる塾」を開催し、消費者に農作業や農村文化等の体験及び見聞する機会を提供するとともに、地場産野菜の利用に対する市民の関心を高めるため、その中で学校給食用の野菜づくりに取り組んだ。

また、体験農園として「ふれあい野菜耕房」を開設し、消費者に野菜づくり用の農園を貸出し、定期的に専門農家の指導を受けながら定植から収穫までの野菜づくりを行うことで、農業の楽しさや知識を深めてもらうための機会を提供した。

① なめりかわキラリ農業ひかる塾の開催（農作業体験、料理教室の2体験コースを開催、41組参加）

② ふれあい野菜耕房（体験農園）の開設（32名が37区画を利用）

(4) 地域特産品の開発及び流通に関する事業（公益目的事業）

地域特産品開発流通支援事業

関係機関と連携を図りながら、栽培履歴管理された安心・安全な滑川産コシヒカリを始め、里芋・りんご等の農産物や、りんごジャム・かずみの健康茶・味噌等の加工品情報を「なめりかわ味覚だより」に掲載し、ホームページ・パンフレット・各種イベント等を通して広く市内外の消費者等に紹介するとともに、消費者の利便性を図るために公

社が窓口となって注文を受け付け、産地直送品として申込者に送付した。

また、「ふるさと滑川応援寄附金」の返礼品として、「里芋」・「りんごジュース」・「コシヒカリと深層水のセット」などが選定され、その取扱いを行った。

- ① 市内特産品のPR及び販売
- ② 各種イベント等への参加

(5) 農業情報の集発信に関する事業（公益目的事業）

農業情報集発信支援事業

滑川市農業技術者協議会及びアルプス地域営農対策委員会の構成団体の一員として、生産性と農業所得の向上を図るため、水稻・大豆・大麦等の栽培管理方法等の農業技術に関する情報を掲載した営農情報等を定期的に生産農家に配布した。

また、産地と消費者との繋がりを深めるため、ホームページや農業公社だより等を通して、当市の農業情報や公社が取り組んでいる各種事業の情報、特産品の紹介並びに都市と農村の交流活動等を、広く市内外に発信した。

- ① 営農情報の発行
- ② ホームページによる農業公社事業等の発信

(6) 元気とふれあいの学校給食づくり事業（公益目的事業）

市内で収穫された安心・安全で美味しい取れたての野菜を中心とする地場産農産物を、積極的に学校給食の食材として活用することを推進するため、アルプス農業協同組合・富山農林振興センター等の関係機関と連携を図りながら、野菜を栽培されている生産農家を対象に、潜在的に余剰な野菜の出荷を呼び掛けるとともに、新規に野菜を栽培する生産者・生産者団体を確保し、少しでも多くの地場産野菜等が学校給食用の出荷に結びつくよう働きかけた。（学校給食への地場産食材の活用実績 51品目 35.5トン）

(7) 農産品販売促進事業（公益目的事業）

地産地消の推進及び農産品の生産販売促進に係る活動等を行った。特に、地域特産品開発流通支援事業における特産品のPR及び販売促進と、学校給食共同調理場及び滑川ひかる市運営協議会等の生産者団体等と連携を密にしながら、地場産農産物の活用を促進するための活動を重点的に行った。

- ① 市内特産品のPR及び販売促進活動の実施
- ② 学校給食における地場産野菜等の活用促進活動の実施

(8) 農業研修施設等の管理運営等に関する事業（その他事業）

指定管理者事業

「滑川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定に基づき、次の施設の指定管理業務を受託した。

- ① 滑川市農村環境改善センター
- ② 滑川市農村研修センター

(9) 正味財産増減計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	25,000	2,005	22,995
運用益	25,000	2,005	22,995
事業収益	15,959,410	16,554,030	△ 594,620
農地貸付料収益	2,708,233	3,918,244	△ 1,210,011
農作業受委託料収益	123,662	119,427	4,235
中間管理事業業務委託料収益	454,000	0	454,000
都市農村交流活性化支援事業参加費等収益	193,000	132,000	61,000
特産品販売収益	2,795,515	3,212,359	△ 416,844
農業情報集発信支援事業受託料収益	300,000	300,000	0
元気とふれあいの学校給食づくり事業受託料収益	600,000	600,000	0
農産品販売促進事業受託料収益	2,170,000	2,086,000	84,000
滑川市農村研修センター管理受託料収益	575,000	574,000	1,000
滑川市農村環境改善センター管理受託料収益	6,040,000	5,612,000	428,000
受取補助金等	3,558,000	3,641,700	△ 83,700
農地利用集積事業補助金	0	139,700	△ 139,700
新規担い手確保総合対策強化事業補助金(市)	166,000	166,000	0
都市農村交流活性化支援事業補助金(市)	250,000	250,000	0
管理運営費補助金(市)	1,363,000	1,335,000	28,000
新規担い手確保総合対策強化事業補助金(JA)	166,000	166,000	0
都市農村交流活性化支援事業補助金(JA)	250,000	250,000	0
管理運営費補助金(JA)	1,363,000	1,335,000	28,000
利用収益	621,530	876,770	△ 255,240
滑川市農村環境改善センター利用料収益	621,530	876,770	△ 255,240
雑収益	8,865	2,120	6,745
受取利息等	8,865	2,120	6,745
経常収益計	20,172,805	21,076,625	△ 903,820
(2) 経常費用			
①事業費	17,412,940	18,402,500	△ 989,560
臨時雇賃金	3,314,555	2,595,751	718,804
福利厚生費	40,496	41,754	△ 1,258
旅費交通費	0	36,118	△ 36,118
通信運搬費	724,076	781,588	△ 57,512
減価償却費	0	0	0
消耗品費	1,566,119	1,565,000	1,119
修繕費	356,400	452,661	△ 96,261
印刷製本費	398,398	423,357	△ 24,959

燃料費	335,930	364,471	△ 28,541
光熱水料費	1,675,445	1,520,962	154,483
使用料及び賃借料	767,232	764,389	2,843
保険料	108,400	112,420	△ 4,020
諸謝金	0	0	0
委託料	2,300,513	2,763,056	△ 462,543
農地借入費	2,657,907	3,844,264	△ 1,186,357
農作業委託費	121,187	117,036	4,151
特産品仕入費	1,875,752	2,142,903	△ 267,151
市納付金	621,530	876,770	△ 255,240
返納金	549,000	0	549,000
②管理費	2,759,865	2,674,125	85,740
臨時雇賃金	589,080	711,783	△ 122,703
福利厚生費	17,613	21,805	△ 4,192
会議費	0	0	0
旅費交通費	20,800	79,260	△ 58,460
通信運搬費	88,322	85,499	2,823
消耗品費	230,805	200,290	30,515
修繕費	0	37,730	△ 37,730
印刷製本費	0	57,200	△ 57,200
燃料費	33,550	63,635	△ 30,085
使用料及び賃借料	833,277	747,943	85,334
保険料	50,248	49,900	348
租税公課	119,610	93,060	26,550
負担金及び交付金	50,000	50,000	0
委託料	206,560	116,020	90,540
返納金	520,000	360,000	160,000
経常費用計	20,172,805	21,076,625	△ 903,820
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	124,715	124,715	0
一般正味財産期末残高	124,715	124,715	0
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
一般正味財産への振替額			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	100,124,715	100,124,715	0

(10) 貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流 動 資 産			
普通預金	911,360	666,569	244,791
未収金	454,000	0	454,000
流動資産合計	1,365,360	666,569	698,791
2. 固 定 資 産			
(1) 基本財産			
定期預金	100,000,000	100,000,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) その他固定資産			
什器備品			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	100,000,000	100,000,000	0
資 産 合 計	101,365,360	100,666,569	698,791
II. 負債の部			
1. 流 動 負 債			
未払金	1,240,645	541,854	698,791
流動負債合計	1,240,645	541,854	698,791
負 債 合 計	1,240,645	541,854	698,791
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本財産	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	100,000,000	100,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	124,715	124,715	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正 味 財 産 合 計	100,124,715	100,124,715	0
負債及び正味財産合計	101,365,360	100,666,569	698,791

報告第14号

株式会社ウェーブ滑川の経営状況について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社ウェーブ滑川にかかる令和 8 年度の事業計画及び令和 7 年度の事業の決算に関する報告書を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

別紙

株式会社 ウェーブ滑川経営状況報告

1. 令和8年度事業計画

「ほたるいかミュージアム」及び「アクアポケット」については、滑川市の将来ビジョン「笑顔いっぱい 幸せいっぱい 光り輝く 滑川」の実現に向けた政策の柱である「強い滑川」「輝く滑川」の取り組みとして、「観光の振興」「地域資源ブランド化の推進」の一翼を担う施設であり、滑川市との施設管理にかかる協定に基づいて効率的な運営を行い、滑川市の活性化に寄与する。

ほたるいかミュージアムは、滑川漁業協同組合との連携企画や各種SNSでの動画を中心とした発信等による積極的なPRが令和7年度の集客の伸びにつながったと考えられることから、継続的に取り組んでいく。また、VRホタルイカに続き、ARホタルイカ定置網も追加し、ホタルイカを展示できない6月以降の入館促進となるような展示の工夫や仕掛けに努めており、引き続き集客に努めていくとともに、タラソピア跡地を活用したイベントの企画立案も進めていく。

アクアポケットは、これまで好調だった高濃縮水の大口取引が令和7年度は一時的に低調となったが、令和8年度は回復し、増収が見込まれる。しかし、設備更新を予定している濃縮脱塩装置には経年による故障も見られることから、設備更新がされるまでの間、現行設備の維持管理や修理に費用がかかることも想定される。引き続き、ブランド認識度を高められるよう、顧客のフォローや新たな取引先の確保に注力していく。

パノラマレストラン光彩は、ホタルイカを中心としたメニューの通年提供など、高単価設定メニューの充実により売上が増加しているところであるが、物価高騰や宴会需要の減少が続いており、節約を意識した営業を行うとともに、SNSを通じたPRの強化など、新規利用者の開拓に力を入れる。

みち cafe waveは、季節に応じたメニューや地元住民向けの日常的に利用できるようなメニューの強化などにより売上が増加しており、今後も、新しいメニューを開発するなど、更なる売上増に努める。

観光遊覧船事業は、天候不良や船のエンジン不具合による8月以降の運航中止などの影響で、令和7年度の実績が大きく低下したが、年間を通して安心して運航できる体制を整え、乗船者の満足度を高められるよう、サービスの向上や見学スタイルの改善に努める。

2. 令和7年度事業報告

(1) 事業の経過及び成果

科 目	売上高(円)	構成比(%)	備 考
受託事業収入	94,246,367	35.6	滑川市からの事業受託費
ミュージアム入館料	50,935,730	19.3	
アクアポケット分水収入	10,187,537	3.9	深層水の分水売上
レストラン収入	69,187,936	26.1	パノラマレストラン光彩
みち cafe wave 売上高	16,187,859	6.1	道の駅売店内ファストフード
観光遊覧船収入	9,428,823	3.6	海上観光、富山湾岸クルージング
商品売上高	11,922,680	4.5	グッズ等の売上
テナント収入	1,394,021	0.5	テナント料
事業収入他	1,145,780	0.4	イベント収入、VRホタルイカ他
合 計	264,636,733	100.0	

[ほたるいかミュージアム]

今期の有料入館者は85,169人（前期比122%）、入館料収入は50,936千円（前期比122%）といずれも前期実績を上回る結果となった。

[深層水分水施設 アクアポケット]

分水収入は、濃縮脱塩装置において経年劣化による故障が多く発生したことにより、10,188千円（前期比96%）で前期実績を下回る結果となった。

[パノラマレストラン光彩]

今期のレストラン収入は、69,188千円（前期比107%）で前期実績を上回った。

[みち cafe wave]

道の駅売店内のファストフード収入は、16,188千円（前期比115%）で前期実績を上回った。

[観光遊覧船]

今期の富山湾岸クルージングの乗船人数は3,522人（前期比62%）、乗船料収入は4,669千円（前期比64%）で、前期実績を下回った。また、ほたるいか海上観光の乗船人数は655人、乗船料収入は4,760千円であった。

富山湾岸クルージングは、4月から7月までの運航状況は毎月目標数を上回る状態であったが、8月以降はエンジンの不具合により運航中止となったため前年を下回った。

ほたるいか海上観光は、乗船予約はほぼ 100%だったものの天候により出航できない日が多く、出航率は 47.2%となり前年を下回った。

(2) 損 益 計 算 書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額	
経常損益の部		
【営業損益の部】		
(売 上 高)		
受託事業収入	94,246,367	
入 館 料	50,935,730	
商品売上高	11,922,680	
分水収入	10,187,537	
レストラン収入	69,187,936	
みちcafe wave 売上高	16,187,859	
観光遊覧船売上	9,428,823	
事業収入	1,145,780	
テナント収入	1,394,021	264,636,733
(売 上 原 価)		
期首商品棚卸高	2,291,399	
期首材料棚卸高	589,759	
商品仕入高	10,607,310	
食材仕入高	28,857,124	
[合 計]	42,345,592	
期末商品棚卸高	3,802,075	
期末材料棚卸高	1,086,545	37,456,972
売上総利益		227,179,761
(販売費及び一般管理費)		220,959,816
営業損益		6,219,945
【営業外損益の部】		
(営業外収益)		
受取利息	47,751	
受取賃貸料	1,516,896	
受取手数料	2,106,298	
雑 収 入	4,730,355	8,401,300
(営業外費用)		
雑 損 失	34,638	34,638
経常損益		14,586,607
【特別損失】		
固定資産売却損	306,044	306,044
税引前当期純損益		14,280,563
法人税及び住民税		3,193,003
当期純損益		11,087,560

販 売 費 及 び 一 般 管 理 費

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	
【販管人件費】		
役 員 給 与	1,256,000	
給 料	47,878,800	
手 当	22,483,927	
雑 給	28,320,452	
法 定 福 利 費	14,659,401	
福 利 厚 生 費	3,960,000	
		118,558,580
【一般管理費】		
福 利 厚 生 費	711,212	
支 払 手 数 料	2,643,688	
広 告 宣 伝 費	6,098,544	
誘 客 促 進 費	108,584	
外 注 費	19,862,810	
旅 費 交 通 費	981,841	
会 議 費	4,778	
通 信 費	1,318,952	
交 際 費	146,049	
賃 借 料	2,763,944	
保 険 料	507,973	
修 繕 費	17,778,016	
保 守 管 理 費	9,207,134	
水 道 光 熱 費	19,911,961	
地 代 家 賃	142,386	
燃 料 費	8,326,911	
事務用消耗品費	1,377,608	
消耗器具備品費	8,871,218	
租 税 公 課	125,490	
諸 会 費	307,400	
寄 付 金	30,000	
研 修 費	224,674	
図 書 ・ 新 聞 費	88,896	
減 価 償 却 費	861,167	
		102,401,236
販売費及び一般管理費合計		220,959,816

(3) 貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	71,407,439	【流 動 負 債】	50,669,414
現金及び預金	43,498,270	買 掛 金	7,537,795
(現 金)	3,578,751	未 払 費 用	34,977,404
(預 金)	39,919,519	預 り 金	323,715
売 掛 金	13,996,694	商 品 券	23,000
クーポン券	170,833	未払法人税等	2,977,200
未 収 入 金	6,748,636	未払消費税	4,830,300
郵便切手	531,241	負 債 合 計	50,669,414
商 品	3,802,075	純 資 産 の 部	
材 料	1,086,545	【株 主 資 本】	23,837,026
貯 蔵 品	1,573,000	資 本 金	16,300,000
仮 払 金	145	利 益 剰 余 金	7,537,026
		その他利益剰余金	7,537,026
【固 定 資 産】	3,099,001	繰越利益剰余金	7,537,026
有形固定資産	2,999,001	純 資 産 合 計	23,837,026
建物附属設備	1		
機 械	1,347,726		
工具器具備品	1,356,464		
一括償却資産	294,810		
投資その他資産	100,000		
差入保証金	100,000		
資 産 合 計	74,506,440	負債及び純資産合計	74,506,440

(4) 部門別収支表

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

単位:円(税抜)

勘定科目	ミュージアム	アクアポケット	レストラン	道の駅売店 (みちcafe wave)	観光遊覧船	合計
受託事業収入	61,854,546	4,712,728	0	0	27,679,093	94,246,367
料金収入	50,935,730	10,187,537	69,187,936	16,187,859	9,428,823	155,927,885
商品売上高	6,881,336	90,519	408,294	3,852,125	690,406	11,922,680
テナント収入	1,394,021	0	0	0	0	1,394,021
事業収入他	1,145,780	0	0	0	0	1,145,780
純売上高	122,211,413	14,990,784	69,596,230	20,039,984	37,798,322	264,636,733
売上原価	4,075,342	23,635	24,585,027	8,440,138	332,830	37,456,972
売上総利益	118,136,071	14,967,149	45,011,203	11,599,846	37,465,492	227,179,761
人件費	57,411,057	2,702,402	23,800,597	5,525,971	29,118,553	118,558,580
広告宣伝費	5,119,156	61,798	460,928	82,535	374,127	6,098,544
外注費	12,650,883	5,816,231	730,092	3,000	662,604	19,862,810
修繕費	10,192,676	3,114,000	1,652,900	36,300	2,782,140	17,778,016
保守管理費	6,773,756	2,354,776	6,089	6,088	66,425	9,207,134
水道光熱費	11,190,511	4,187,008	4,465,030	18,106	51,306	19,911,961
燃料費	6,175,646	0	8,400	0	2,142,865	8,326,911
その他	9,798,384	1,350,050	5,579,030	1,615,769	2,872,627	21,215,860
販売費及び一般管理費計	119,312,069	19,586,265	36,703,066	7,287,769	38,070,647	220,959,816
営業損益	△1,175,998	△4,619,116	8,308,137	4,312,077	△605,155	6,219,945
営業外収益	5,977,536	1,636,364	607,690	44,954	134,756	8,401,300
営業外費用	1,723	0	1,835	25,956	5,124	34,638
経常損益	4,799,815	△2,982,752	8,913,992	4,331,075	△475,523	14,586,607
特別損益	0	0	0	306,044	0	306,044
税引前当期純損益	4,799,815	△2,982,752	8,913,992	4,025,031	△475,523	14,280,563
法人税及び住民税	3,193,003	0	0	0	0	3,193,003
当期純損益	1,606,812	△2,982,752	8,913,992	4,025,031	△475,523	11,087,560

報告第15号

地方自治法第 180 条による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

滑川市長 水 野 達 夫

記

専決第10号 損害賠償請求に係る和解に関する件

専決第10号

損害賠償請求に係る和解に関する件

市道北野高塚線における車両損害事故に係る損害賠償請求について、次のとおり和解によって損害賠償の額を定める。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決する。

令和8年8月20日

滑川市長 水 野 達 夫

記

- | | | |
|---|--------------|-----------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 316,734 円 |
| 2 | 和解及び損害賠償の相手方 | 滑川市****
**** |